

第 30 回
東近江市都市計画審議会

議 案 書

書面決議

第29回東近江市都市計画審議会議決事項の報告

平成31年2月19日に開催した第29回東近江市都市計画審議会において審議した議案については、平成31年2月20日付けで東近江市長に議決のとおり答申しました。

議案第1号 近江八幡八日市都市計画用途地域の変更〈東近江市決定〉について（付議）

可決 案を適当と認める。（平成31年2月20日 東都計審第23号）

議案第2号 近江八幡八日市都市計画今町地区計画の決定〈東近江市決定〉について（付議）

可決 案を適当と認める。（平成31年2月20日 東都計審第24号）

議案第3号 近江八幡八日市都市計画能登川東部地区計画の決定〈東近江市決定〉について（付議）

可決 案を適当と認める。（平成31年2月20日 東都計審第25号）

議案第5号 近江八幡八日市都市計画八日市清水二丁目・小脇町地区計画の決定〈東近江市決定〉について（付議）

可決 案を適当と認める。（平成31年2月20日 東都計審第26号）

議案第6号 近江八幡八日市都市計画中小路町地区計画の決定〈東近江市決定〉について（付議）

可決 案を適当と認める。（平成31年2月20日 東都計審第27号）

議案第7号 東近江市景観計画の変更につき、意見を求めることについて（諮問）

可決 案を適当と認める。（平成31年2月20日 東都計審第28号）

議案第8号 近江八幡八日市都市計画五個荘川並町地区計画の原案につき、意見を求めることについて（付議）

可決 原案を案にすることを適当と認める。（平成31年2月20日 東都計審第29号）

議案第 1 号 近江八幡八日市都市計画五個荘川並町地区計画の決定（東近江市決定）について（付議）

議案第 1 号

近江八幡八日市都市計画五個荘川並町地区計画の決定（東近江市決定）について（付議）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から意見を求められていますので、審議願います。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

東近江市都市計画審議会
会長 石 井 良 一

計 画 書

近江八幡八日市都市計画地区計画の決定（東近江市決定）

都市計画五個荘川並町地区計画を次のように決定する。

1	地区計画の名称	五個荘川並町地区計画	
2	地区計画の位置	東近江市五個荘川並町の一部	
3	地区計画の区域面積	約2.3ha	
4	地区計画の目標	<p>当地区は、五個荘南西部に位置し、国道8号に近接していることから、交通の利便性に恵まれた地域である。</p> <p>東近江市都市計画マスタープランでは「市街化区域に隣接し既に宅地化が進行している地区、都市基盤の整備状況や周辺の土地利用状況等から都市的土地利用として相応しい地区においては、市街化区域への編入を検討する。」としている。</p> <p>本地域では、周辺住民の生活と安全性の確保を図りながら、近接工業地域と一体になった業務地を形成し、周辺整備とを合わせた都市計画に基づく土地利用を行う。</p> <p>このことから、地区計画を策定し、周辺地域の居住環境、自然環境との調和を図った工業地域の形成として、良好な土地利用の形成を目標とするものである。</p>	
5	区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>緑豊かな街並みを形成するため、可能な限り敷地内の緑化に努める。</p> <p>良好なまちづくりの観点から、道路沿線における土地利用は後背地の土地利用を阻害しないように配慮するとともに、道路を築造する場合は、当該道路が行き止まり道路となることのないように計画を行う。</p> <p>当該区域内の下水を有効に排水するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当な配置を行い、防災面に配慮する。</p> <p>土砂災害警戒区域等の指定状況を踏まえ、十分な確認を行い、自然災害に対して、必要な対策を講じたうえで土地利用を図る。</p>
		地区施設の整備方針	<p>地区内道路については、できる限り、安全で快適な歩行者及び自転車のための空間を確保する。</p> <p>地区内道路を効果的に配置し、土地利用の増進と防災性の向上を図る。</p> <p>公園、緑地等については、地区住民が集い、うるおいのある緑豊かな生活空間を確保するため、適切に配置し、併せて防災性の向上を目指す。</p> <p>地区内道路、公園等の公共施設は開発行為者が整備する。</p>
		建築物等の整備方針	<p>健全で良好な市街地を形成するため、「建築物の用途」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」、「垣、柵の構造の制限」を定める。</p>
6	地区整備計画	地区施設等に関する事項	(別紙1のとおり)
		建築物等に関する事項	
		土地利用に関する事項	
	備考		

「区域は計画図表示のとおり」

【別紙1】

6 地 区 整 備 計 画	地区施設等に関する事項		
	地区の区分	名 称	五個荘川並町地区
		面 積	約2.3ha
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2)建築基準法別表第2(に)項第6号(畜舎) (3)建築基準法別表第2(ほ)項第2号(マージャン屋、パチンコ屋等)
	壁面の位置の制限		建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離を1.0m以上とする。
	建築物の形態、意匠の制限		(1)建築物の形態・意匠は周辺の景観に調和し、景観上支障がないものとする。 (2)建築物の外壁、屋根の色彩は、東近江市景観計画に定める市街地ゾーンの基準値とする。
	垣、柵の構造の制限		道路及び敷地境界に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、植栽又は高さが1.8m以下の透視可能なフェンスとしなければならない。ただし、門柱、門扉に類するもの及び規則で定めるものは除く。
土地利用に関する事項			

理 由 書

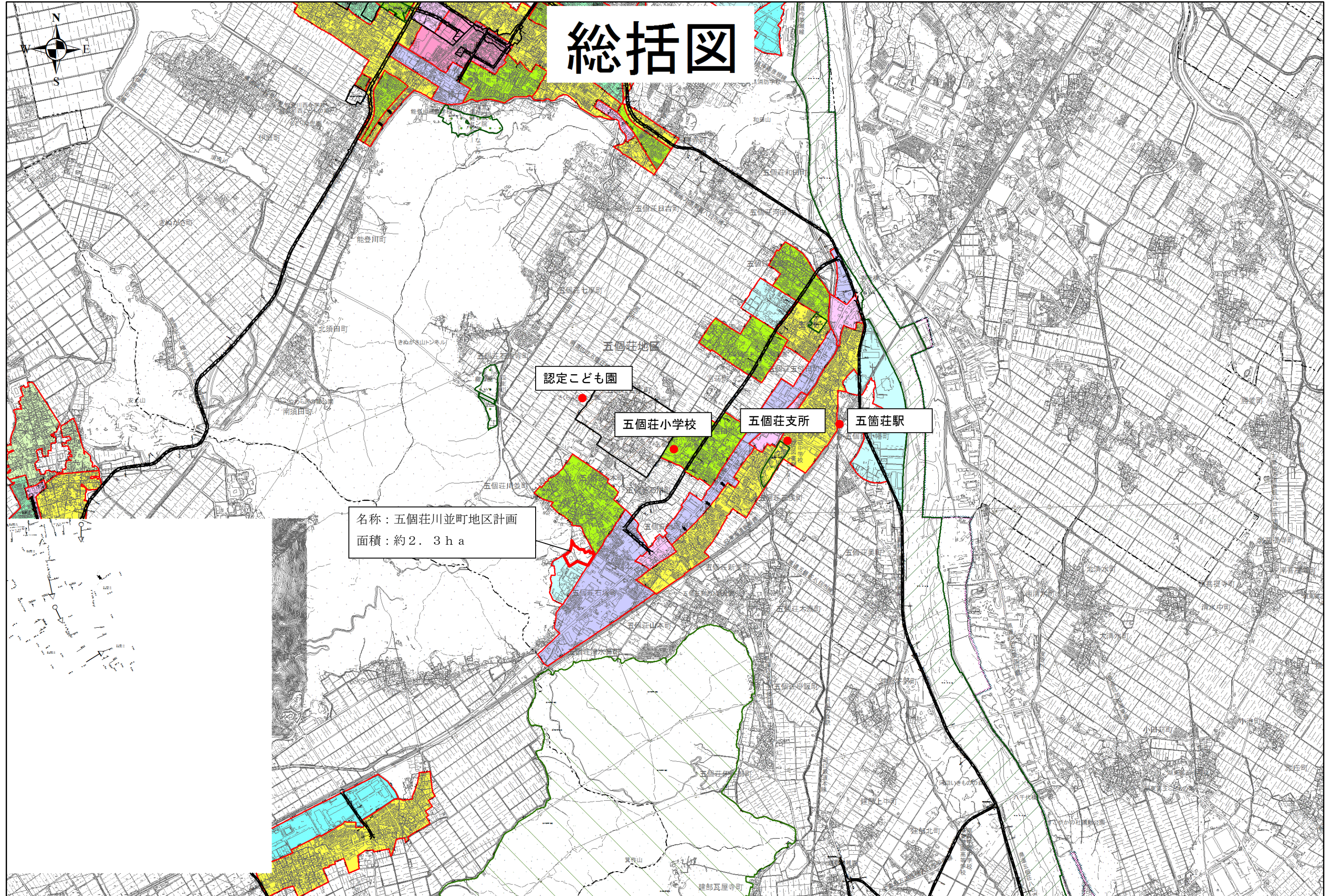
当地区は、五個荘南西部に位置し、国道 8 号に近接していることから、交通の利便性に恵まれた地域である。

東近江市都市計画マスタープランでは「市街化区域に隣接し既に宅地化が進行している地区、都市基盤の整備状況や周辺の土地利用状況等から都市的土地利用として相応しい地区においては、市街化区域への編入を検討する。」としている。

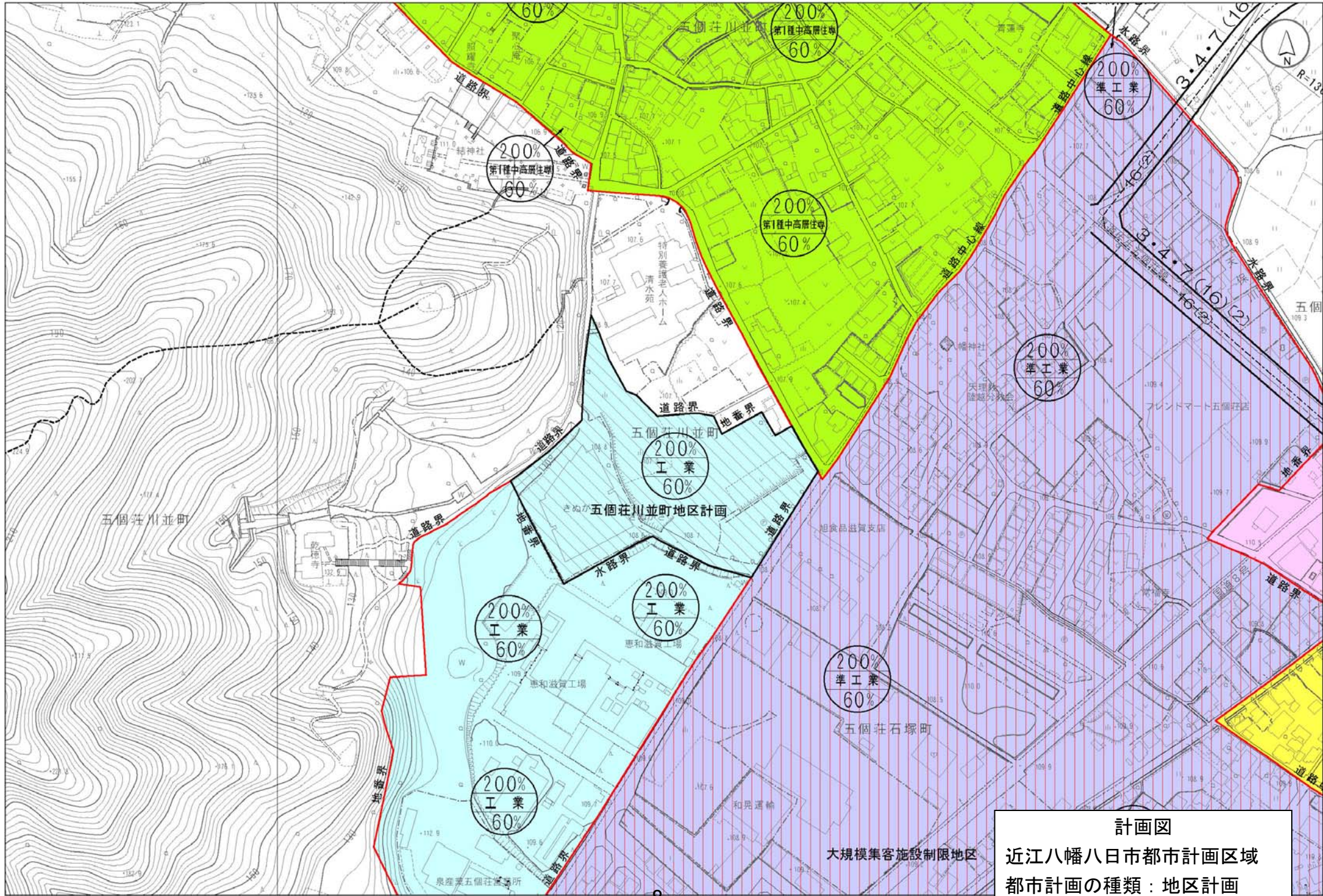
本地域では、周辺住民の生活と安全性の確保を図りながら、近接工業地域と一体となった業務地を形成し、周辺整備とを合わせた都市計画に基づく土地利用を行う。

このことから、地区計画を策定し、周辺地域の居住環境、自然環境との調和を図った工業地域の形成として、良好な土地利用の形成を目標とするものである。

総括図



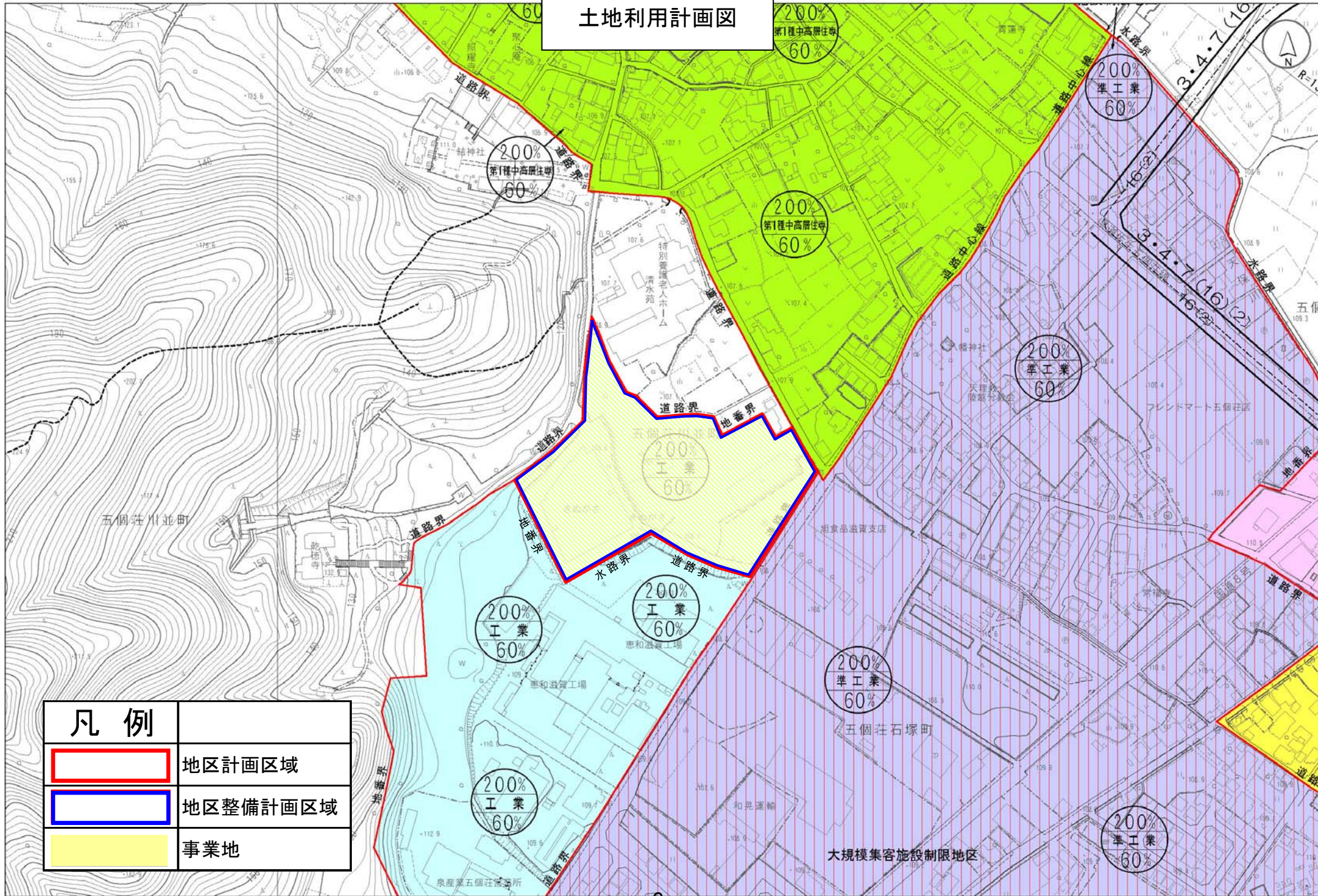
名称：五個荘川並町地区計画
面積：約2.3ha



計画図

近江八幡八日市都市計画区域
都市計画の種類：地区計画

土地利用計画図



凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	事業地